

## 沖縄科学技術大学院大学学園法案要綱

### 第一 総則

#### 一 目的

この法律は、沖縄科学技術大学院大学の設置及び運営に関し必要な事項を定めることにより、沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の推進を図り、もって沖縄の自立的発展及び世界の科学技術の発展に寄与することを目的とすること。

### 第二 沖縄科学技術大学院大学学園

#### 一 学園の目的

沖縄科学技術大学院大学学園（以下「学園」という。）は、沖縄において、学校教育法第百三条に規定する大学として沖縄科学技術大学院大学を設置し、当該大学において国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行うことを目的とする学校法人（私立学校法第三条に規定する学校法人をいう。）とすること。

### 二 業務

学園は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 1 沖縄科学技術大学院大学を設置し、これを運営すること。
- 2 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康に関する相談その他の援助を行うこと。
- 3 学園以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の学園以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。

4 沖縄科学技術大学院大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。

5 科学技術に関する研究集会の開催その他の研究者の交流を促進するための業務を行うこと。

6 1から5の業務に附帯する業務を行うこと。

### 三 事務所

学園は、主たる事務所を沖縄県に置くものとする。

### 四 理事会の運営の特例

学園は、私立学校法第三十六条第四項の規定にかかわらず、寄附行為で定めるところにより、理事長以外の理事をもって理事会の議長に充てることができるものとする。

## 五 役員の特任の特例

1 学園の理事は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、学園の業務を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者でなければならぬものとし、科学技術の発達に関し特に功績顕著な科学者と沖縄の振興に関して優れた識見を有する者が含まれるようにしなければならないものとする。

2 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする。

3 学園の理事に関する私立学校法第三十八条第五項の規定の適用については、同項中「含まれるように」とあるのは、「その定数の過半数となるように」とすること。

## 六 補助金

1 国は、予算の範囲内において、学園に対し、業務に要する経費について、その二分の一以内を補助することができるものとする。

2 1により国が学園に対し補助する場合には、私立学校振興助成法第十二条から第十三条までの規定の適用があるものとする。この場合において、内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、

文部科学大臣に対し、学園について、同法第十二条第一号の規定による報告の徴収若しくは質問若しくは検査、同条第二号の規定による命令又は同条第三号若しくは第四号の規定による勧告を行うことを求めることができるものとする。

## 七 事業計画等

1 学園は、事業計画を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならないものとし、事業計画は、沖縄における経済の振興及び社会の開発に関する総合的な計画との調和が保たれるものでなければならないものとする。

2 学園は、借入金及び重要な財産の譲渡等に関し、内閣総理大臣の認可を受けなければならないものとする。

3 学園は、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成し、毎会計年度終了後三月以内に、内閣総理大臣の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付して、これを内閣総理大臣に提出しなければならないものとする。

## 八 国及び関係する沖縄の地方公共団体との連携

学園は、沖縄科学技術大学院大学の運営に当たっては、国及び関係する沖縄の地方公共団体と密接な連携を図らなければならないものとする。

### 第三 雑則

#### 一 報告及び検査

内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、学園に対して、必要な報告をさせ、又はその職員に学園の事務所に立ち入り、必要な物件を検査させることができるものとする。

#### 二 違法行為等の是正

内閣総理大臣は、学園又はその役員若しくは職員の行為がこの法律に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、学園に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができるものとし、学園は、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を内閣総理大臣に報告しなければならないものとする。

#### 三 解散等

学園の解散等につき所要の規定を設けること。

#### 四 残余財産の帰属の特例

学園が解散した場合において、残余財産があるときは、当該残余財産は国庫に帰属するものとする。

#### 五 財務大臣との協議等

財務大臣との協議、文部科学大臣への通知等について所要の規定を設けること。

#### 六 教育基本法の準用

教育基本法第十五条第二項の規定は、学園が設置する学校について準用するものとする。

#### 第四 罰則

所要の罰則規定を設けること。

#### 第五 附則

一 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 学園の設立等に関し、所要の規定を設けること。

三 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構は、この法律の規定による学園の成立の時において解散するものとし、各出資者に分配される財産及び国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において学園が承継すること等、承継に関する規定を設けること。

四 補助金に関する経過措置を設けること。

五 その他所要の規定を設けること。

六 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法を廃止すること。

七 行政事件訴訟法その他の関係法律について所要の整備を行うこと。